

ウェルフェア イズ ラヴ♡

2025 年 6 月 12 日 号

最近の福祉におけるキニナル話題（福祉の旬トピ★）

皆様は『重度障害者等就労支援特別事業』という制度をご存じでしょうか。

これは、令和 2 年から開始された制度で、「①重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの障害福祉サービスを受けている重度障害者が、②民間企業に雇用されている或いは自営業を営んでおり、③1 週間の所定労働時間が 10 時間以上である場合に、通勤支援や職場介助のためのヘルパー派遣に対して、助成金を支給し、重度障害者の就労意欲を高め、社会参加を促進する。」ことを目的とする制度です。

ただ、実施自治体数は多くなく、当事業所が把握している限りで、香川県内では三木町、観音寺市、坂出市の 3 市町しか実施していないのです。自治体の事業として実施するには利用ニーズの量的な把握や財源の確保等、様々な課題があるのだと思うのですが、当事業所は、出来る限り多くの自治体の実施して頂きたい制度と考えます。

自治体が事業を実施し、事業実施を広く周知することで、その自治体で事業活動を行っている企業に制度の情報が届く。そのことで、「重度の障害がある方を雇用しても、通勤や職場内での介助費用を助成してくれる。」という認識が広がる。そのことが重度障害者の雇用創出に繋がればと、願います。

💬 スタッフのヒトリゴト 💬

先日、四国地方が梅雨入りしましたね。

梅雨は正直鬱陶しく、憂鬱な時期ではあるけれど、やはり適度な雨は必要。そのことで夏場の水不足を回避出来ることにも繋がるでしょうね。

雨の季節は憂鬱ではあるけれど、四季や雨季があることが日本の特徴であり、良さでもある。幸い、今年の梅雨はそれ程長くなく、1 か月程度のようなので、自然に身を任せて、雨の季節を楽しみたいと思います

☆

LOVE のラブラブな実践

先日の『福祉新聞』で、“厚労省検討会 「身寄りなし」に新事業 高齢者死亡後の事務など”という記事が掲載されていました。

5月20日の『地域共生社会の在り方検討会議』で、社会福祉法を改正し、新たな第2種社会福祉事業として、頼れる親族など身寄りのない高齢者を支える事業を創設する方針を固めたとのことでした。

当事業所は、法制度の枠に縛られない活動を行いたいと考え、体制が脆弱な個人事業（主）であるという現実も手伝い、あえて法制度上に規定されていない、「社会福祉士相談所」という形態を採り、法制度上に規定されている事業は実施していませんが、第2種社会福祉事業であれば、規定上は社会福祉法人各のない個人（事業所）でも実施可能であり、「頼れる親族など身寄りのない高齢者を支える事業」ならば、寄り添うことを重視する当事業所の信条とも合致する。また、事業所開設前に成年後見人を受任していた経験も生かすことが出来るかもしれない。今後の議論の行方を注視していきたいと思います。

ご興味のある方向けに、厚労省のWebサイト上で公開されている、同検討会議の中間とりまとめ（案）（30ページ程）のリンクを張っておきます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001490089.pdf>

県内の福祉イベント案内 他♪

6月30日まで、「香川県障害者芸術祭 2025～キラリ☆と光る芸術祭～」作品展の展示作品の募集が行われています。

「香川県内に在住、通学、通勤、入所、通所されている障害のある方で、文化・芸術活動に興味があり、普段から活動をされている方」であれば、応募可能なようです。

詳細は、香川県（障害福祉課）のWebサイトをご確認下さいませ。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogaifukushi/geizyutsu/sakuhintenboshu2025.html>

発行 社会福祉士相談所 LOVE

住所 〒761-8071 香川県高松市伏石町 1562 番地 伏石ハイツ第1 201 号

電話 090-7780-7565

メール you-19830818@outlook.jp

ホームページ <https://lovesocialworker.com/>

転載や拡散、配布大歓迎!!!

来週号も乞うご期待♥